

別添－2

# 農業土木工事共通仕様書

## 新 旧 対 照 表

平成 17 年 2 月 14 日設計第 694 号

(通知日より適用)

北海道農政部

# 新 旧 対 照 表

## 1 総 則



新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p><b>1-1-47 社内検査</b>  <b>【省略】</b>                      3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が<b>4,500</b>万円未満（監理技術者の配置を必要としない工事）の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が<b>4,500</b>万円以上（監理技術者の配置を必要とする工事）の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、または公共工事の発注者として、10年以上の工事の監督・検査業務の実務経験を有する者若しくは年数に関わらず指導・監督的な立場の実務経験を有する者とする。</p> <p><b>【省略】</b></p>	<p><b>1-1-47 社内検査</b>  <b>【省略】</b>                      3 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が<b>4,000</b>万円未満（監理技術者の配置を必要としない工事）の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が<b>4,000</b>万円以上（監理技術者の配置を必要とする工事）の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、または公共工事の発注者として、10年以上の工事の監督・検査業務の実務経験を有する者若しくは年数に関わらず指導・監督的な立場の実務経験を有する者とする。</p> <p><b>【省略】</b></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>